

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年9月29日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋地階トラス室内壁面の照明灯取付部（プラスチック製）に破損が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
2	2号機	残留熱除去海水系（A）及び非常用ディーゼル発電機（A）補機冷却海水系の弁点検における浸透探傷検査の結果、弁棒に浸透指示模様（計5台）が認められたため、当該弁棒を修理	GⅢ	
3	2号機	残留熱除去海水系（A系）の残留熱除去系ポンプ室局所空調機用海水出入口弁の点検において、弁箱と弁蓋合せ面のシール用ガスケット着座面に腐食が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
4	2号機	原子炉格納容器供給室素ガス流量積算計の数値表示部に下2桁目の「0」の判読困難が認められたため、当該流量積算計を交換	GⅢ	
5	2号機	残留熱除去海水系ポンプ（B）用予備機の点検における軸振れ測定の結果、最下部シャフトに一部許容値外れが認められたため、当該部を修理	GⅢ	
6	3号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（B）サンプリング系の自動減圧機構に動作不良が認められたため、原因調査及び対応検討	GⅢ	
7	3号機	原子炉建屋1階制御棒駆動水圧制御ユニット（北側）エリアの消火系配管より水のリーク（約1.5リットル、汚染なし）が認められたため、当該配管を修理	GⅢ	
8	3号機	関係機関に提供している情報のうち、熱制限値のグラフに記載されている燃焼度予測値の一部表記に誤りが認められたため、修正し再提供済	GⅡ	
9	6号機	主低圧タービン抽気系第3給水加熱器（B）入口逆止弁用グランドリークオフ弁等（計5台）の点検において、当該弁内部に錆による詰りが認められたため、当該部を修理	GⅢ	
10	6号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（30-15）及び同（26-19）の弁（各1台）のグランド部より水のリーク（約2リットル、汚染なし）が認められたため、当該部を増し締め及び対応検討	GⅢ	
11	6号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（B）の反カップリング側潤滑油補給器の取付け接続部に緩みが認められたため、当該部を増し締め及び対応検討	GⅢ	
12	6号機	第4給水加熱器（A）ドレンレベル制御弁駆動用空気元弁の弁本体接続部より微少のエアリーク（かに泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
13	集中環境施設	高温焼却炉建屋玄関上部（非放射線管理区域）より、降雨時に雨水の浸入（1秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	